

## 小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文及び課題研究の審査基準

小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文審査会要項第5により、修士論文及び課題研究の審査基準について定めるものである。

### 1 修士論文の審査基準

経済学コース，国際商学コース，企業法学コース及び社会情報コース（以下「各コース」という。）が定めた学術論文としての基準を満たしていること。

### 2 課題研究の審査基準

課題研究は，学術論文の形式はとらないが修士論文と同等のものであり，各コースが定めた基準を満たしていること。

### 附 則

この申し合せは，平成19年4月1日から施行する。ただし，平成19年3月31日以前の現代商学専攻に所属する学生は，なお従前の例による。